暮らし

◆冬の交通事故防止運動

年末に向けて人や車の動きも慌ただしくなり、例年、交通事故が増える傾向にあります。交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、悲惨な交通事故を防止しましょう。

〈期間〉12月1日㈪～14日㈰

〈重点目標〉

○埼玉県重点目標

・高齢者の交通事故防止
・自転車の安全利用の推進
・飲酒運転の根絶および路上寝込み等による交通事故防止

◎越谷市重点目標

▽自転車利用者のマナーの向上

誰もが気軽に乗れる自転車でも、事故を起こし加害者となれば、重過失致死傷罪などに問われたり、高額な賠償請求を求められたりします。交通事故の被害者、加害者にならないために、自転車に乗るときは、次の自転車安全利用五則を確認し一人ひとりが交通ルールを守って、相手を思いやるマナーを心がけましょう。

【自転車安全利用五則】

一　自転車は、車道が原則、歩道は例外
二　車道は左側を通行
三　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
四　安全ルールを守る
　○飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
　○夜間はライトを点灯
　○交差点での信号順守と一時停止・安全確認
五　子どもはヘルメットを着用

問越谷警察署☎964＝0110、くらし安心課☎963＝9185

◆TSマーク制度をご存知ですか

TSマークとは、TSマークのある自転車安全整備店で自転車安全整備士が点検・整備（有料）し道路交通法上の普通自転車と確認されたときに貼られるマークです。TSマークが貼られた自転車には傷害および賠償責任保険が付加されます。補償内容により赤色と青色の2種類があります。保険の有効期限は点検・整備日から1年間です。

TSマーク

10月1日から、赤色TSマークの補償内容が変更になりました

○賠償責任保険金限度額が2000万円から5000万円になりました
○被害者見舞金10万円（一律）が新設されました（15日以上の入院が対象）

問くらし安心課☎963＝9185

◆労働トラブル無料電話相談

☎048＝838＝1889

時12月3日㈬・10日㈬・17日㈬、午後6時～8時　内勤務時間・上司との関係・解雇・賃金など労働トラブルに関する相談　費無料　問埼玉司法書士会事務局☎048＝863＝7861

◆「不用品を買い取る」の訪問購入にご注意

【事例】

「身に着ける物なら何でも買い取りに行く」と電話があり、訪問を了承したが、洋服に目もくれず「貴金属はないか」としつこく言われた。親の形見のアクセサリーなどを見せたところ「売ってくれ」と30分粘られた。断ったところ、品物を侮辱して帰った。

【アドバイス】

○業者が訪問購入をするときは、買取りの勧誘の前に、業者の氏名や名称、売買契約の締結について勧誘をする目的であることや物品の種類を明らかにしなければなりません。業者が「不用品を買い取りたい」とだけ告げ来訪する行為は、法律で禁止されています
○「衣類を買い取る」とだけ言っていた購入業者が同時に貴金属の買取りの勧誘をすることは法律で禁止されています
○訪問購入はクーリング・オフは可能ですが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフの8日間は、物品の引き渡しを拒むことができます
○電話で勧誘を断ったにもかかわらず来訪された場合は、直接会わずインターホン等できっぱり断りましょう
＊困ったことや不安に思うことがあれば早めに消費生活センターにご相談ください

問消費生活センター☎965＝8886

ひとり親家庭児童就学支度金をご利用ください

平成27年度4月1日付

学童保育室の利用申請を受け付けます

〈公立学童保育室〉

時12月9日㈫～12日㈮・14日㈰、午前9時～午後5時　場市役所第二庁舎5階大会議室　対常時放課後の保育が困難な小学生（平成27年4月現在）

＊先着順ではありません
＊お子さんの同伴は必要ありません

申申請書等は青少年課（第二庁舎2階）、市内保育所（園）・幼稚園で配布しています。詳しくは青少年課へ

問青少年課☎963＝9158

〈民間学童保育室（越ヶ谷小学校区）〉

利用申請については平日の午後2時以降にピノキオ・キッズ・クラブ（越ヶ谷本町3の7）、越ヶ谷保育園内）☎962＝2526へ

母子家庭、父子家庭の親または養育者（親以外で子どもを育てている方）で、来年4月に中学校に入学するお子さんを養育し、次の要件をすべて満たす方に支給されます。①申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）全員が市民税非課税世帯であること　②生活保護を受給していないこと。支給額は児童1人につき1万円　申12月26日㈮までに直接子育て支援課へ。

＊期限を過ぎると支給されないのでご注意ください

問子育て支援課（第二庁舎2階）☎963＝9166

公的年金と児童扶養手当の併給制限が見直されます

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母に一定の障がいがある児童を育てている方に支給される手当です。所得制限があり、手当額は所得に応じて決定されます。これまで、公的年金（老齢年金・遺族年金・障害年金など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、法律の改正により、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

〈手当を受け取れる条件〉

○母子家庭、父子家庭の親または養育者が低額の老齢年金を受給している場合
○父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
○母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、26年12月1日に支給要件を満たしている方が、27年3月までに申請した場合は、26年12月分からの手当が受給できます。

問子育て支援課☎963＝9166

提出書類は申請者名義の預金通帳、26年度非課税証明書（26年1月2日以降転入の方のみ）、年金・手当等の受給状況がわかるもの（遺族年金証書・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証など）。申請用紙は子育て支援課にあります

病後児保育室をご利用ください

お子さんが病気の回復期に自宅で保育できない場合、病後児保育室でお子さんを一時的にお預かりします。

時月曜～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）、午前8時～午後6時　対次のすべてに該当するお子さん。定員は1日4人。①市内在住の生後3カ月～小学3年生　②病気の回復期でかかりつけ医が病後児保育室の利用を認めていること　費1日2000円（生活保護世帯等は無料）。昼食費等が別途必要となります　申次の①～③の手順で手続きをしてください。①病後児保育室または保育課で事前登録　②利用希望日を電話で直接施設に確認し、予約（利用日の前日まで）　③利用申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療情報提供書および保険証の写しを添えて申込み　問病後児保育室（赤山本町3の21皐月ビル2階）☎969＝5686（午前9時～午後5時）、保育課（第二庁舎2階）☎963＝9167

消防署からのお知らせ

◆暖房器具やカセットこんろの取扱いに注意しましょう

誤った使用方法や、管理を怠ると火災につながります。取扱説明書などをよく読み、器具の正しい取扱いや管理をしましょう。

〈暖房器具による火災を防ぐためのポイント〉

・エアゾール缶やスプレー缶などを暖房器具の上や近くに置かない。暖められ破裂するおそれがある
・石油ストーブに給油の際は消火し、石油であることを確認する。給油後はタンクの口金を閉めてから機器本体に装着する
・石油ストーブなどにガソリンを使用しない
・灯油の保管容器は栓を締めて密閉し、火気の使用場所から遠ざける。直射日光を避け、灯油用ポリタンク等の専用容器で保管する。地震時に容器が転倒したり、落下物で容器が破損しないようにする

〈カセットこんろによる火災を防ぐためのポイント〉

・カセットこんろを覆うような大きな調理器具は使用しない
・クッキングヒーターや焼き物器など、他の熱源の上や近くに、カセットこんろを置かない
・カセットボンベは中身のガスを使い切ってから捨てる

問消防本部予防課☎974＝0103

＊10月の街頭犯罪件数　路上強盗・ひったくり5件　自動車・オートバイ盗14件　自転車盗115件　侵入盗27件

粗大ごみ（1辺50㌢以上）収集は☎973-5300（ごみゼロゼロ）へ